い~カードポイント取扱規則

株式会社伊予鉄グループ

(目的)

第1条 この規則は、株式会社伊予鉄グループ(以下「当社」という。)が発行する、金 銭的価値等を記録することができるICカード(以下「い~カード」という。)の 利用者に対して提供する、い~カードポイントの内容及び適用条件を定めること を目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 い~カードポイントの取扱いについては、この規則の定めるところによる。
- 2 伊予鉄道株式会社及び伊予鉄バス株式会社(以下「両社」という。)における、い~ カードを媒体とする乗車券等の交通乗車証票としての利用については、両社の旅客営 業規則等の定めるところによる。
- 3 この規則が改定された場合、以後のい~カードポイントの取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。
- 4 この規則に定めのない事項については、法令及び当社のICい~カード電子マネー利用 規約、両社のICカード乗車券取扱規則等の定めるところによる。

(用語の意義)

- 第3条 この規則における主な用語の意義は、両社のICカード乗車券取扱規則第3条に 定めるほか、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 「い~カードポイント」とは、この規則の規定により付与されるポイントをいう。
- (2) 「ポイントシステム」とは、い~カードポイントのSF利用実績に基づき、い~カードポイントの付与及び管理を行うシステムをいう。

(い~カードポイントの付与)

- 第4条 い~カードポイントは、両社及び伊予鉄タクシー株式会社における各月の初日から末日までの間のい~カードのSF利用に対し、当社の基準に従い付与される。
- 2 前項の規定に従い付与されたい~カードポイントは、い~カード利用月の翌月5日までに当社の管理するポイントシステムに記録、蓄積される。
- 3 当社は、い~カードポイントの付与基準を予告なく改定することがある。

(い~カードポイントの効力)

- 第5条 い~カードポイントは、ポイントシステムに記録された時点で有効となり、その 日をポイント付与日とする。
- 2 い~カードポイントの有効期限はポイント付与日の翌々年の応当日の属する月の末日とし、有効期限を経過したい~カードポイントは自動的に失効する。
- 3 偽造、変造または不正に作成されたい~カードポイントを利用することはできない。
- 4 両社のICカード乗車券取扱規則第24条の規定によりい~カードが無効となった場合は、当該い~カードのい~カードポイント(無効となった時より後に付与される予定であったものを含む。)は、すべて無効となる。
- 5 両社のICカード乗車券取扱規則第30条の規定によりい~カードの払い戻しをする場合は、当該い~カードのい~カードポイント(払い戻し時より後に付与される予定であったものを含む。)は、払い戻しと同時にすべて失効する。

(い~カードポイントの確認)

第6条 い~カードポイントの残高は、所定の機器により、確認することができる。

(い~カードポイントの引継ぎ)

- 第7条 両社のICカード乗車券取扱規則第27条の規定によりい~カードの紛失再発行の 取扱いを行う場合は、い~カードポイント残高は新たない~カードへ引き継げる ものとする。
- 2 両社のICカード乗車券取扱規則第29条の規定によりい~カードの障害再発行の取扱いを行う場合は、い~カードポイント残高は新たない~カードへ引き継げるものとする。

(ポイント交換)

- 第8条 い~カードポイントは、所定の方法により別表第1号に定める特典に交換することができる。
- 2 い~カードポイントを特典に交換する場合は、500ポイント単位で交換することができる。
- 3 い~カードポイントを特典に交換する場合は、い~カードポイントの付与日が古い順 に消費される。
- 4 い~カードポイントは現金と交換することはできない。
- 5 複数のカードのい~カードポイントを合算すること、およびい~カードポイントを他のポイントまたはそれに準じるものと合算することはできない。
- 6 い~カードポイントを他の利用者へ譲渡することはできない。

(特典の取扱い)

- 第9条 一旦特典に交換したい〜カードポイントは、再びい〜カードポイントへ交換する ことはできない。
- 2 特典への交換に関しては、利用者の交換申込みを受付けた時点の定めを適用する。
- 3 特典の内容は、予告なしに変更、改定または廃止することがある。
- 4 当社は、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供および補償の義務を負わない。また、利用者が利用しなかった特典の保障に関して、当社はその責めを負わない。
- 5 特典交換後の取扱いについては、当該特典の利用条件(規約等)に従うものとする。

(制限または停止)

- 第10条 当社及び両社は、次に掲げる場合において、い~カードの取扱いを制限または停止することがある。
 - (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりい~カードの取扱いが困難であると認めた場合
 - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情によりい~カードの取扱いの中止を必要と判断した場合
- 2 前項の規定によるい~カードポイントの取扱いの制限または停止に対し、当社及び両 社はその責めを負わない。

(免責事項)

- 第11条 紛失により記名式い~カードの再発行を行う場合において、再発行日までにおける払い戻しまたはい~カードポイント還元等で生じた利用者の損害については、 当社はその責めを負わない。
- 2 改札機等の機器障害、輸送障害または運営上の都合により、やむを得ずい~カードが 利用できないことによって、当該利用に対するい~カードポイントの付与ができない 場合であっても、当社及び両社はその責めを負わない。
- 3 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、やむを得ずい~カードポイントが付与できない場合であっても、当社及び両社はその責めを負わない。
- 4 その他、当社及び両社の責任に帰すことができない事由から発生した利用者の損害については、当社及び両社はその責めを負わない。

(規則の変更)

- 第12条 当社は、この規則を変更することができるものとする。
- 2 この規則を変更する場合、当社はあらかじめ利用者に対して当社指定の方法により変

更内容を告知するものとする。当該告知後、利用者がい~カードポイントの提供を受けたときは、当社は、利用者が当該変更内容を承認したものとみなす。

(有効な規則)

第13条 最新のい~カードご利用ガイド、最新の印刷物又は最新のホームページに記載された規則及び告知内容は、すべて従前の規則及び告知内容に優先する。

附則 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

【別表】

第1号 い~カードポイントを交換することができる特典

・い~カードのSF

(当該い~カードポイントが記録されているい~カードのSFに限る)

(SFへの金額換算率1ポイント=1円)

・いよてつカードギフト券(500円)

(いよてつカードギフト券への金額換算率1ポイント=1円)